

東浦町森林整備計画書 新旧対照表

新	旧	備考欄
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 …… 9	林施業の方法…………… 9	
(3) その他必要な事項 …… 9	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 …… 10	(変更)
5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	(3) その他必要な事項 …… 10	(変更)
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 …… 10	5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
(2) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策…………… 10	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 …… 10	
(3) 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 …… 10	(2) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策…………… 10	
(4) 森林経営管理制度の活用に関する事項 …… 10	(3) 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 …… 10	(追加)
(5) その他必要な事項 …… 10	(4) その他必要な事項 …… 10	(変更)
6 森林施業の共同化の促進に関する事項	6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
(1) 森林施業の共同化の促進に関する方針 …… 10	(1) 森林施業の共同化の促進に関する方針 …… 11	(変更)
(2) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 …… 10	(2) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 …… 11	(変更)
(3) 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 …… 10	(3) 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 …… 11	(変更)
(4) その他必要な事項 …… 10	(4) その他必要な事項 …… 11	(変更)
7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 …… 10	(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 …… 11	(変更)
(2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 …… 10	(2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 …… 11	(変更)
(3) 作業路網の整備に関する事項 …… 10	(3) 作業路網の整備に関する事項 …… 11	(変更)
(4) その他必要な事項 …… 10	(4) その他必要な事項 …… 11	(変更)
8 その他必要な事項	8 その他必要な事項	
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 …… 11		

東浦町森林整備計画書 新旧対照表

新	旧	備考欄
(2) 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 11	(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 11	
(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 11	(2) 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 11	
第3 森林の保護に関する事項	(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 11	
1 鳥獣害の防止に関する事項	第3 森林の保護に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 11	1 鳥獣害の防止に関する事項	
(2) その他必要な事項 11	(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 12	(変更)
2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	(2) その他必要な事項 12	(変更)
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 11	2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
(2) 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く) 12	(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 12	(変更)
(3) 林野火災の予防の方法 12	(2) 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く) 12	
(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 12	(3) 林野火災の予防の方法 12	
(5) その他必要な事項 12	(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 12	
第4 森林の保健機能の増進に関する事項	(5) その他必要な事項 13	(変更)
1 保健機能森林の区域 12	第4 森林の保健機能の増進に関する事項	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 12	1 保健機能森林の区域 13	(変更)
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 12	2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 13	(変更)
4 その他必要な事項 12	3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 13	(変更)
第5 その他森林の整備のために必要な事項	4 その他必要な事項 13	(変更)

東浦町森林整備計画書 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>本町は、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥部に位置し、名古屋市の都市部から直線距離で約20kmの範囲にある。地形は、西部では知多半島の背骨部分にあたるなだらかな丘陵地で、そこから東に向けて標高が下がり、東部では、海沿いの平地が広がっている。西から東に向けて河川が流れ、これに沿って谷が形成されている。地質は、丘陵地の大半が第三紀新層に属し、西部の高根山付近のごく一部に堆積物である武豊累層が分布している。年平均気温17～18、年間降水量は、1,295.5mmであり、四季を通じて温和な気候である。町域は、南北約8km、東西6km、総面積3,114haである。森林面積は157.1haであり、本町総面積の約5%を占めている。地域森林計画対象民有林は136.4ha、そのうちスギ・ヒノキ等の人工林の面積は26.5ha、人工林率19.4%であり県平均と比較して低い。</p> <p>このような森林の現状から、町内全域において木材生産を目的とした森林経営は行われておらず、森林の大部分が放置されたままとなっている。</p> <p>しかし、一部の森林については、身近な環境要素として、森林と住民のふれあいの場として活用されている。特に西部の緒川新田地区には、住宅地に隣接した高根の森があり、地域住民の憩いの場となっている。</p> <p>第2 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</p> <p>（2）立木の伐採（主伐）の標準的な方法</p> <p>ア 伐採について</p> <p>（略）</p>	<p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>本町は、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥部に位置し、名古屋市の都市部から直線距離で約20kmの範囲にある。地形は、西部では知多半島の背骨部分にあたるなだらかな丘陵地で、そこから東に向けて標高が下がり、東部では、海沿いの平地が広がっている。西から東に向けて河川が流れ、これに沿って谷が形成されている。地質は、丘陵地の大半が第三紀新層に属し、西部の高根山付近のごく一部に堆積物である武豊累層が分布している。年平均気温17～18、年間降水量は、1,485.5mmであり、四季を通じて温和な気候である。町域は、南北約8km、東西6km、総面積3,114haである。森林面積は159haであり、本町総面積の約5%を占めている。地域森林計画対象民有林は137.8ha、そのうちスギ・ヒノキ等の人工林の面積は27.4ha、人工林率19.9%であり県平均と比較して低い。</p> <p>このような森林の現状から、町内全域において木材生産を目的とした森林経営は行われておらず、森林の大部分が放置されたままとなっている。</p> <p>しかし、一部の森林については、身近な環境要素として、森林と住民のふれあいの場として活用されている。特に西部の緒川新田地区には、住宅地に隣接した高根の森があり、地域住民の憩いの場となっている。</p> <p>第2 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</p> <p>（2）立木の伐採（主伐）の標準的な方法</p> <p>ア 伐採について</p>	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p>

東浦町森林整備計画書 新旧対照表

新	旧	備考欄												
<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20ヘクタールごとに保残帯を設け、<u>花粉発生源対策を踏まえた</u>適確な更新を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p><u>保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。</u></p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>(1) 人工造林に関する事項</p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について行うこととする。</p> <p>ア 人工造林の対象樹種</p> <p><u>花粉発生源対策を踏まえた</u>適地適木を旨として、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">人工造林の対象樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">針葉樹</td> <td>スギ、ヒノキ、マツ類</td> </tr> <tr> <td>広葉樹</td> <td>有用広葉樹のうち土壌、気象条件に適したものを選定</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。</p>	人工造林の対象樹種		針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類	広葉樹	有用広葉樹のうち土壌、気象条件に適したものを選定	<p>(略)</p> <p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>特になし</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>(1) 人工造林に関する事項</p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について行うこととする。</p> <p>ア 人工造林の対象樹種</p> <p>適地適木を旨として、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">人工造林の対象樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">針葉樹</td> <td>スギ、ヒノキ、マツ類</td> </tr> <tr> <td>広葉樹</td> <td>有用広葉樹のうち土壌、気象条件に適したものを選定</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する</p>	人工造林の対象樹種		針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類	広葉樹	有用広葉樹のうち土壌、気象条件に適したものを選定	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
人工造林の対象樹種														
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類													
広葉樹	有用広葉樹のうち土壌、気象条件に適したものを選定													
人工造林の対象樹種														
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類													
広葉樹	有用広葉樹のうち土壌、気象条件に適したものを選定													

東浦町森林整備計画書 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>スギ類については、少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の選定に努める。</u></p> <p>また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法 (イ) その他人工造林の方法</p> <p><u>植栽は、自然条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。</u></p> <p><u>また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。</u></p> <p><u>低コスト造林として、1,000~2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。</u></p> <p><u>ニホンジカ等による食害等が確認された場合、または生息密度が高く被害の恐れがある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じるものとする。</u></p> <p>表 略 (ウ) 略 (2) 略 (3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項</p>	<p>また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法 (イ) その他人工造林の方法</p> <p>表 略 (ウ) 略 (2) 略 (3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

東浦町森林整備計画書 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ その他必要な事項 松くい虫被害森林については、早期に人工造林による復旧を図るものとするが天然更新の活用も図る。</p> <p>3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育の種類別の標準的な方法</p> <p>(3) 略</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>(ア) 区域の設定 次に掲げる森林の区域を別表1のとおりとする。 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>(イ) 森林施業の方法 憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業を推進し、長伐期施業を推進すべき森林とする。</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育の標準的な方法</p> <p>(3) 略</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>(ア) 区域の設定 次に掲げる森林の区域を別表1のとおりとする。 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>(イ) 森林施業の方法 憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業を推進し、長伐期施業を推進すべき森林とする。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

東浦町森林整備計画書 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保、女性等の活躍・定着に努める。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。</p> <p>第3 森林の保護に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防とその他の森林の保護に関する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)</p> <p>1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施設や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等林業経営体及び森林所有者等が協力し、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進することとする。</p> <p>(3)~(5)略</p>	<p>該当なし</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 該当なし</p> <p>第3 森林の保護に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防とその他の森林の保護に関する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)</p> <p>該当なし</p> <p>(3)~(5)略</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

東浦町森林整備計画書 新旧対照表

新	旧	備考欄																		
<p>第5 その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項 森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 第3の森林の保護に関する事項 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域</p> <table border="1" data-bbox="181 598 952 738"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>林班</th> <th>区域面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東瀬町東部</td> <td>2, 3, 10, 11, 13, 15</td> <td>70.84</td> </tr> <tr> <td>東瀬町西部</td> <td>1, 4~9, 12, 14</td> <td>65.51</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5(略)</p> <p>6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし</p> <p>7 その他必要な事項 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。 また、環境保全等については、今後とも地域一体となり推進していく。</p>	区域名	林班	区域面積(ha)	東瀬町東部	2, 3, 10, 11, 13, 15	70.84	東瀬町西部	1, 4~9, 12, 14	65.51	<p>第5 その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項 森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 第3の森林の保護に関する事項 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域</p> <table border="1" data-bbox="1061 598 1832 738"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>林班</th> <th>区域面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東瀬町東部</td> <td>2, 3, 10, 11, 13, 15</td> <td>71.50</td> </tr> <tr> <td>東瀬町西部</td> <td>1, 4~9, 12, 14</td> <td>66.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5(略)</p> <p>6 その他必要な事項 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。 また、環境保全等については、今後とも地域一体となり推進していく。</p>	区域名	林班	区域面積(ha)	東瀬町東部	2, 3, 10, 11, 13, 15	71.50	東瀬町西部	1, 4~9, 12, 14	66.31	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
区域名	林班	区域面積(ha)																		
東瀬町東部	2, 3, 10, 11, 13, 15	70.84																		
東瀬町西部	1, 4~9, 12, 14	65.51																		
区域名	林班	区域面積(ha)																		
東瀬町東部	2, 3, 10, 11, 13, 15	71.50																		
東瀬町西部	1, 4~9, 12, 14	66.31																		